

理由

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定が国会において承認されたことを踏まえ、関税率法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定による免税貨物として同協定第五条Aの規定に該当する貨物を指定する必要があるからである。